平成２７年（フ）第２３７５号
神奈川県川崎市中原区宮内１丁目７－８
債務者　犬貝　みき
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３７６号
埼玉県草加市北谷１丁目８－５－101
債務者　山田　俊雄
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３７７号
埼玉県行田市門井町２丁目４－８－201
債務者　梅澤　侑也
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３７８号
埼玉県行田市門井町２丁目４－８－201
債務者　梅澤　廣子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３８４号
東京都江戸川区中央１丁目26－１－403
債務者　富田　　健
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４０１号
東京都足立区新田２丁目２－１－704
債務者　瀬沼　裕子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４１７号
東京都文京区白山１丁目１－６－1104
債務者　橋本　真美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４２０号
東京都渋谷区神山町10－８－301
債務者　岡田美智代
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４２１号
東京都大田区中馬込３丁目３－５－201
債務者　前川　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４３１号
東京都小金井市貫井北町２丁目８－13－202
債務者　山城五十鈴
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４３２号
埼玉県飯能市大字双柳913－７
債務者　高島　敏之
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４３３号
埼玉県飯能市大字双柳913－７
債務者　高島　紀子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４３４号
東京都港区海岸３丁目３－12－302
債務者　松本　紘明
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４４２号
東京都練馬区西大泉３丁目18－30－302
債務者　和久田正子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４４８号
東京都府中市四谷４丁目56－27－203
債務者　須田　文子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４５０号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町３丁目７－14－201
債務者　鈴木　翔一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部